

議員提出第1号議案

足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年2月20日

提出者

足立区議会議員	ぬかが	和子
同	はたの	昭彦
同	浅子	けい子
同	西の原	えみ子
同	山中	ちえ子
同	横田	ゆう
同	きたがわ	秀和

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

区が啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという人権尊重の理念が広く区民等に一層浸透した街となることを目指すため、本案を提出する。

## 足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例

足立区は、登録外国人数も多い中、誰もが明日に夢をもって活躍でき、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる街の実現を目指している。

足立区は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも総合的に施策を実施してきた。今後さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く区民に浸透した街を実現しなければならない。

足立区に住み集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、区民の願いである。

足立区は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する街をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 人権尊重の理念の実現

#### (目的)

第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、人権尊重の理念が広く区民等に一層浸透した街となることを目的とする。

#### (区の責務等)

第2条 区は、人権尊重の理念を足立区の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する街をつくりあげていくため、必要な取組を推

進するものとする。

- 2 区は、国及び東京都が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。
- 3 区民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、区がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、区がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 多様な性の理解の推進

(趣旨)

第3条 区は、性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別の解消(以下「差別解消」という。)並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 区、区民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

- 2 区は、前項の基本計画を定めるに当たっては、区民等から意見を聴くものとする。
- 3 区は、国及び東京都が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、区がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、区がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(趣旨)

第8条 区は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第4条第2項に基づき、区の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動（法第2条に規定するものをいう。以下同じ。）の解消を図るものとする。

(定義)

第9条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公の施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、区条例で設置する施設をいう。

(2) 表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(啓発等の推進)

第10条 区は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第11条 区長は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定

めるものとする。

- 2 区長は、前項の基準を定め、又は改正するときは、足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

（拡散防止措置及び公表）

第12条 区長は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第8条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

（1） 区の区域内で行われた表現活動

（2） 区の区域外で行われた表現活動（区の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 区民等（区の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他区に関係ある者をいう。以下同じ。）に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、区の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を区域内に拡散するもの

- 2 前項の規定による措置及び公表は、区民等の申出又は職権により行うものとする。
- 3 区長は、第1項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第1項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他区長が認める方法により行うものとする。

(拡散防止措置等に係る審査会の意見聴取)

第13条 区長は、前条第1項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第2項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第1項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(1) 当該表現活動が前条第1項各号のいずれかに該当するものであること。

(2) 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

2 区長は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は区長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 区長は、前条第1項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第14条 第11条2項及び前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、区長の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について調査審議するとともに、区長に意見を述べることができる。

(審査会の組織)

第 15 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 審査会の委員は、区長が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会の調査審議手続)

第 16 条 審査会は、区長又は第 13 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により調査審議の対象となっている表現活動に係る第 12 条第 2 項の規定による申出を行った区民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第 1 項の規定による調査を行わせることができる。

(審査会の規定に関する委任)

第 17 条 前 3 条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(表現の自由等への配慮)

第 18 条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条から第 13 条まで及び第 16 条の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

2 第 11 条から第 13 条まで及び第 16 条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。

3 区は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会	日額 7,000円
--------------------------------------	-----------